

香川県条例第12号

香川県サンポート高松交流拠点施設条例の一部を改正する条例

香川県サンポート高松交流拠点施設条例（平成15年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5)</u>・<u>(6)</u> 略</p> <p>(使用料の納入)</p> <p>第2条 <u>交流拠点施設</u>を利用する者は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の定めるところにより、使用料を納入しなければならない。</p> <p>(利用料金の收受)</p> <p>第5条 知事は、第1条第2項第1号から第3号まで又は第5号に掲げる施設について、当該施設に係る指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 サンポート高松において、人、物、情報等の総合的な交流拠点を創造することにより、本県における国際交流及び情報化の推進、産業の振興並びに都市機能の再生を図り、にぎわいを創出するため、香川県サンポート高松交流拠点施設（以下「交流拠点施設」という。）を高松市に設置する。</p> <p>2 交流拠点施設は、次に掲げる施設で構成する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 観光情報センター</u></p> <p><u>(6)</u>・<u>(7)</u> 略</p> <p>(使用料の納入)</p> <p>第2条 <u>前条第2項各号（第5号を除く。）</u>に掲げる施設を利用する者は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の定めるところにより、使用料を納入しなければならない。</p> <p>(利用料金の收受)</p> <p>第5条 知事は、第1条第2項第1号から第3号まで又は第6号に掲げる施設について、当該施設に係る指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p>

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。